

任意事業

事業名		年度	21	22	23
①	介護給付費適正化 推進（ケアプラン チェック）	実施事業者数	44 事業者	54 事業者	56 事業者
		決算額	6,008,101 円	6,705,800 円	6,684,117 円
	介護給付費適正化 推進（介護給付費 通知）	実施回数	2 回	2 回	2 回
		通知延べ件数	34,267 件	36,461 件	38,705 件
		決算額	2,386,957 円	2,418,670 円	2,527,239 円
②	家族介護者教室	参加延べ人数	1,358 人	1,213 人	1,187 人
		実施延べ回数	118 回	116 回	113 回
		決算額	2,610,000 円	2,587,000 円	2,542,500 円
	認知症高齢者 徘徊探索サービス	機器貸出件数	352 件	336 件	384 件
		決算額	1,175,800 円	1,047,076 円	1,036,800 円
	家族介護慰労事業	支給件数	1 件	2 件	7 件
		決算額	100,000 円	200,000 円	700,000 円
	紙おむつなどの 支給	紙おむつ支給延べ人数	39,915 人	44,058 人	48,034 人
		おむつ代支給延べ人数	4,082 人	4,475 人	4,599 人
		決算額	217,800,942 円	238,672,755 円	256,816,944 円
③	住宅改修理由書作 成業務助成	助成件数	56 件	39 件	24 件
		決算額	112,000 円	78,000 円	48,000 円
	食事サービス （配食サービス）	利用人数	1,320 人	1,499 人	1,579 人
		食数	136,940 食	165,276 食	176,284 食
		決算額	48,517,146 円	54,926,740 円	57,522,545 円
	高齢者緊急保護事 業	利用人数	31 人	31 人	29 人
		決算額	3,650,000 円	3,650,000 円	3,660,000 円

9 保 険 料

介護保険制度は、保険給付や地域支援事業に要する費用を、40歳以上の被保険者の介護保険料と公費を財源に、練馬区が保険者となって運営している。

（1）第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、サービスに必要な費用に応じて、3年度を単位とした事業運営期間ごとに練馬区介護保険条例で決定し、保険者が賦課・収納する。負担能力に応じた負担を求めるという観点から、平成21～23年度の事業運営期間における保険料は、12段階の所得段階別で、基準額は47,400円（月額3,950円）と定められた。

保険料納付方法は、年金を年額18万円以上受給している方は年金からの徴収（特別徴収）となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となる。平成18年度から、従来の老齢・退職年金に加え、遺族年金・障害年金が特別徴収の対象となった。

第4期（平成21～23年度）の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.5	23,700円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.5	23,700円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で第2段階に該当しない	基準額×0.7	33,180円
特例 第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.8	37,920円
第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいて、特例第4段階に該当しない	基準額※	47,400円
第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.1	52,140円
第6段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.2	56,880円
第7段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.3	61,620円
第8段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.4	66,360円
第9段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.5	71,100円
第10段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×1.6	75,840円
第11段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×1.7	80,580円
第12段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×1.8	85,320円

※ 基準額＝基準月額×12か月

所得段階別の第1号被保険者数

各年3月31日現在（単位：人）

所得段階		年		
		22	23	24
第1段階	被保険者数	5,396	5,746	6,158
	構成比	3.9%	4.2%	4.4%
第2段階	被保険者数	20,806	21,397	21,974
	構成比	15.2%	15.5%	15.6%
第3段階	被保険者数	14,501	15,523	16,363
	構成比	10.6%	11.2%	11.6%
特例第4段階	被保険者数	22,090	21,736	21,487
	構成比	16.1%	15.7%	15.2%
第4段階	被保険者数	13,783	13,627	13,915
	構成比	10.0%	9.9%	9.9%
第5段階	被保険者数	13,061	13,284	13,795
	構成比	9.5%	9.6%	9.8%
第6段階	被保険者数	15,435	15,705	16,042
	構成比	11.2%	11.4%	11.4%
第7段階	被保険者数	14,003	13,728	13,732
	構成比	10.2%	10.0%	9.7%
第8段階	被保険者数	6,016	5,826	5,883
	構成比	4.4%	4.2%	4.2%
第9段階	被保険者数	5,130	5,004	5,036
	構成比	3.7%	3.6%	3.6%
第10段階	被保険者数	2,132	1,945	2,026
	構成比	1.6%	1.4%	1.4%
第11段階	被保険者数	1,172	1,114	1,019
	構成比	0.8%	0.8%	0.7%
第12段階	被保険者数	3,787	3,466	3,601
	構成比	2.8%	2.5%	2.5%
合計	被保険者数	137,312	138,101	141,031
	構成比	100%	100%	100%

※ 年度途中資格喪失者を含む。

<参考>第5期(平成24~26年度)の第1号被保険者の保険料

所得段階		調整率	保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税	基準額×0.50	31,440円
第2段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.50	31,440円
特例 第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下	基準額×0.60	37,730円
第3段階	本人および世帯全員が特別区民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.70	44,020円
特例 第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.80	50,310円
第4段階	本人が特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円超	基準額※	62,880円
第5段階	本人が特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.10	69,170円
第6段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.22	76,720円
第7段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.35	84,890円
第8段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.49	93,700円
第9段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.65	103,760円
第10段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×1.82	114,450円
第11段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.00	125,760円
第12段階	本人特別区民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.20	138,340円

(2) 保険料の一般減免

第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により著しい損害を受けた場合等に、一定期間（災害等は3か月）を限度に保険料の支払猶予または減免を行う。

年度	20	21	22	23
減免数（人）	5	3	7	14
減免金額（円）	49,320	25,910	107,430	182,070

また、平成23年3月11日の東日本大震災を被災した後に練馬区に転入した第1号被保険者に対して保険料の減免を行った。平成23年度は、減免者数27人、減免金額782,440円であった。

(3) 生計困難な方の保険料の減額

所得段階第3段階の人で一定の条件に該当する生計困難な人の保険料を、第2段階の保険料額に減額する。（平成18～20年度は第2・3段階を第1段階に減額）

年度	20	21	22	23
減額者数（人）	250	66	82	81
減額金額（円）	1,766,370	605,140	756,820	748,920

(4) 第1号被保険者の保険料収納状況

① 介護保険料の収納状況

現年分

（単位：円）

年度		20	21	22	23
区分					
	調定額(A)	6,678,594,940	6,282,301,800	6,299,489,140	6,342,978,880
収納額	金額(B)	6,502,170,977	6,126,077,110	6,150,070,135	6,196,623,285
	収納率(B/A)	97.4%	97.5%	97.6%	97.7%
収入未済額	金額(C)	176,423,963	156,224,690	149,419,005	146,355,595
	収入未済率(C/A)	2.6%	2.5%	2.4%	2.3%

滞納繰越分

（単位：円）

年度		20	21	22	23
区分					
	調定額(A)	323,820,565	346,680,967	332,798,828	308,471,195
収納額	金額(B)	31,375,981	39,854,772	39,887,210	41,176,573
	収納率(B/A)	9.7%	11.5%	12.0%	13.3%
不納欠損額	金額(C)	122,187,580	130,252,057	133,859,428	118,465,620
	不納欠損率(C/A)	37.7%	37.6%	40.2%	38.4%
収入未済額	金額(D=A-B-C)	170,257,004	176,574,138	159,052,190	148,829,002
	収入未済率(D/A)	52.6%	50.9%	47.8%	48.3%

② 徴収方法別の収納状況（現年分）

年度		20	21	22	23
特別徴収	調定者数（人）	111,831	115,840	118,970	120,067
	調定額（円）	5,581,619,590	5,292,326,560	5,384,518,850	5,438,314,520
	収納額（円）	5,581,619,590	5,292,326,560	5,384,518,850	5,438,314,520
	収納率	100%	100%	100%	100%
普通徴収	調定者数（人）	27,766	26,345	24,579	26,427
	調定額（円）	1,096,975,350	989,975,240	914,970,290	904,664,360
	収納額（円）	920,551,387	833,750,550	765,551,285	758,308,765
	収納率	83.9%	84.2%	83.7%	83.8%
合計	調定者数（人）	139,597	142,185	143,549	146,494
	調定額（円）	6,678,594,940	6,282,301,800	6,299,489,140	6,342,978,880
	収納額（円）	6,502,170,977	6,126,077,110	6,150,070,135	6,196,623,285
	収納率	97.4%	97.5%	97.6%	97.7%

③ 口座振替の状況

各年3月31日現在（単位：人）

年	21	22	23	24
普通徴収被保険者数	26,802	25,442	23,670	25,343
口座振替加入者数	7,326	6,496	6,056	5,567
口座振替加入率	27.3%	25.5%	25.6%	22.0%

（5）第2号被保険者の保険料

第2号被保険者の保険料は、それぞれが加入している医療保険者が算定方法を定め、医療保険料と併せて納入する。そのため練馬区（保険者）は直接第2号被保険者分の保険料を賦課・収納することではなく、医療保険者が徴収した保険料は全国で一括して集められ、その中から練馬区の保険給付費の30%に相当する金額が介護給付費納付金として交付される。